

中央環境審議会循環型社会部会の小委員会の設置について

(平成 30 年 7 月 18 日部会決定)

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）に基づき、中央環境審議会循環型社会部会の小委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会循環型社会部会（以下「部会」という。）に、プラスチック資源循環戦略小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。
2. 小委員会においては、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略の在り方に関する事項について検討を行う。
3. 部会に設置する小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。